

# 平成26年度予算編成方針

## はじめに

### (国の経済財政状況)

政府は長きに渡り、「経済危機対策」として財政出動を行い、継続的なテコ入れを図ってきたものの、低迷からの脱却には至らず、現在においても、景気は持続的な回復基調には至っていないところである。

そのような中、平成24年12月の衆議院議員総選挙をうけて、安倍内閣が発足し、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を「3本の矢」と呼び、日本経済の再生を目指すこととした。この中では、20年という長期のデフレから脱却し、名目経済成長3%、物価上昇率2%に設定している。所謂“アベノミクス”である。

政府は、高騰する社会保障費に充当するため、平成26年4月1日から消費税率を5%から8%に引き上げることとした。これにより、購買意欲の減退も考えられ、景気の先行きは不透明となっている。

現在編成中である国の平成26年度予算の国債費を含めた概算要求総額で、一般会計の要求総額は過去最大の99兆2,500億円、東日本大震災復興特別会計への要求額を合わせると2年連続で100兆円を超えることになっている。

一方、総務省の平成26年度予算概算要求では、地方自治体に配分される出口ベースでの地方交付税総額は、1.8%減の16兆7,615億円（今年度17兆1,970億円）の減額要求となっている。

### (市の財政状況)

本市においては、著しい人口の減少と加速度を増す少子高齢化が深刻な行政課題となっている。財政面では、財源の大半を地方交付税などに依存しており、自主財源の地方税は、地価の下落や長引く不況により増収への回復は難しい。

地方債残高は、財政健全化への取組みが実を結びつつあり、減少傾向にあるが、本格的に開始となる大型建設事業に充てる新規借入の増額などの問題を抱え、間近に迫ってきている合併特例措置の失効による地方交付税の減少を勘案すると、予断を許さない状況にある。

地方交付税は、平成25年度現在、特例措置期間の9年目であり、「普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額」の算出が、合併特例による旧6か町村ごとの合計（算定替方式）による割増金額となっており、本来の魚沼市として一本算定方式で算出した金額より平成25年度分で約34億円多く交付されている。これは、平成24年度から更に1億円差が開いたことになる。（別紙1「合併による普通交付税等の特例措置」参照）一般財源の総額で34億円

の縮減をするためには、事業規模の縮小だけでなく、根本的な事業の見直しが急務となっている。

## 第1 予算編成の基本方針

### 1 基本的な考え方

平成 26 年度の当初予算編成は、大平市政二期目の主要政策である 持続可能な地域医療体制の確立、教育力の強化、産業の発展と雇用の場の確保、いきいきと暮らし続ける地域づくりなどの諸課題の更なる前進を重点に、将来像「人と四季がかがやく雪のくに」づくりを掲げる総合計画後期基本計画の実施計画事業を推進するとともに、引き続き、第 2 次行政改革大綱に基づき策定した分野別の集中改革プランの具体化により、身の丈にあった自治体規模へのスリム化を図る「財政の健全化」を推進し、合併特例措置期間経過後の持続力ある自治体行財政（一般財源の減少に見合った事業費規模）への体質改善を目指すものとする。

このため、各課においては、単年度だけでなく、数年先を見据えた中で事業の見直しを進めるとともに、限られた財源を重点的かつ効果的に配分するため、全課全部門の英知を結集して予算編成作業に取り組むこととする。

### 2 基本的事項

#### (1) 通年予算の編成について

年度途中の予算補正については、原則として災害や国の経済対策など緊急を要し真に必要かつ止むを得ないもの以外は行わないものとし、平成 26 年度中の 1 年間に必要となる全費用を見込んだ要求とする。

#### (2) 根幹事業について

総合計画に基づく根幹となる事業は、別途企画政策課から通知される総合計画実施計画事業の査定結果により要求する。なお、根幹事業といえども最終市長査定において一部変更となる場合もある。

#### (3) 事業規模の縮減と歳出一般財源枠の配分について

合併特例措置の段階的縮減に伴う一般財源の急激な減少を前に、適正な事業費規模への移行を促進するため、平成 25 年度以降は一般財源ベースで年 4 億円相当の事業縮減を見込んだところであるが、一部の修繕費を除く需用費については、消費税率の 3% 増、光熱水費高騰などの要因があるため、縮減対象から除外（実質的には消費税率 3% 上昇分縮減）して配分する。

縮減対象となる事業（健全化対象事業）は、原則として、公債費などの義務的経費や総合計画事業を除く通常事業（総計外ソフト）であり、事業廃止または抜本的見直

しにより、前年度当初予算比マイナス5%以上としている。

これにより、平成26年度予算要求は、「歳出一般財源配分額」により要求を行うものとし、「各課単位」の具体的な金額は別途通知により連絡する。

#### (4) 今後の健全化対象事業の選定と健全化推進事業財源の活用について

事業規模の縮減を確実なものとするため、要求にあたり、今後の健全化対象事業を選定して縮減計画の概要を示すものとする。なお、健全化対象事業を廃止または抜本的に見直す（新規事業に移行を含む）ために必要となる一時的経費（健全化推進事業）がある場合は、要求により健全化推進財源枠から必要財源を配分して推進する。

事例：施設管理運営事業を統合により一部施設解体により縮減する場合の解体経費。市直営により実施する事業を関係団体実施に移行するために必要な時限付き団体育成経費またはシステム構築経費。恒久的な公共施設または用地を割高で賃貸借している場合の買取り取得費用など。

#### (5) 財政課長ヒアリングについて

予算要求書の提出にあたっては、別紙参考資料2「平成26年度予算要求概要書（〇〇室）」により次の事項を記載して、課長・室長ともに確認のうえ提出する。

財政課長ヒアリングでは、これらの内容を中心に説明をお願いする。

- 平成26年度事業の特徴（新規、廃止、見直しを加えた事業名と内容）
- 要求額と歳出一般財源配分額の比較（超過額とその理由、総計外ハード分及び健全化推進事業分）
- 今後の健全化対象事業と縮減計画（選定事業名、縮減内容・金額・年度等）など

#### (6) その他

- ・国の経済対策補正、国政の動向等により変動もありえること。
- ・この間の議会質疑、監査意見、行政評価結果、市民要望などを反映したものとすること。
- ・一部の修繕料を除く需用費については、一般財源配分額の縮減対象から除いてあるが、消費増税分3%分を実質的な減としている。しかし、光熱水費の高騰があることから、光熱水費については増額を認めることとするが、省エネ・省力化に努力をするとともに、増額分を適正に計算し、「予算要求概要書」の該当欄に金額を記載すること。

## 【合併による普通交付税等の特例措置】（イメージ）

（平成 25 年度算出額から）

